

建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

令和4年3月
財 政 課

1. 見直しの理由

建設企業が、地域社会の担い手として人材の確保・育成を図り、魅力ある産業として発展していくため、採算性を確保し、元請・下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切な支払が行われるよう、男鹿市が発注する建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定式を変更する。

2. 見直しの概要

〔見直し前の算定式〕

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 85% + 一般管理費 × 65%
(上限・下限なし)



〔見直し後の算定式〕

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費 × 70%
(上限・下限なし)

3. 見直しの時期

令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。